

第36回 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会 諮問事項1 修正内容一覧

修正箇所	修正前	修正後（朱書き部が修正部分）
<p>○資料1 8ページ ○資料2 3ページ 2.1.1 大気環境調査</p>	<p>(略)</p> <p>■ 処分場内の調査地点における硫化水素濃度は、定量下限値※(0.0001ppm)よりもわずかに高い値が検出されたが、悪臭防止法に定める硫化水素濃度の規制基準として示される濃度範囲のうち最も厳しい濃度である0.02ppmを下回る値であった。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>■ 処分場内の調査地点における硫化水素濃度は、定量下限値※(0.0001ppm)よりもわずかに高い値が検出されたが、悪臭防止法に定める硫化水素の臭気強度1の濃度(0.0005ppm)や規制基準として示される濃度範囲のうち最も厳しい濃度である0.02ppmを下回る値であった。</p> <p>(略)</p>
<p>○資料1 15ページ ○資料2 20ページ 2.3.2 地中温度及び地下水位調査 (2) 地下水位調査</p>	<p>(略)</p> <p>■ 廃棄物埋立区域外の地下水位は、上流側で標高16.72～21.58mの間で変動し、H17-19で最大1.08mの高低差であった。また、下流側では標高12.85～16.89mの間で変動し、Loc.4で2.19mの高低差であった。</p> <p>■ 廃棄物埋立区域内の地下水の水位は、上流側で標高16.62～17.97mの間で変動し、H16-6で最大1.01mの高低差であった。また、下流側では標高15.78～17.24mの間で変動し、H26-3aで最大1.18mの高低差であった。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>■ 廃棄物埋立区域外の地下水位は、上流側で標高16.72～21.58mの間で変動し、H17-19で最大1.08mの高低差であった。また、下流側では標高12.85～16.89mの間で変動し、Loc.4で2.19mの高低差であった。</p> <p>■ 令和3年2月13日及び令和4年3月16日に発生した福島県沖地震の後に、廃棄物埋立区域外の下流側井戸であるLoc.1, Loc.1a, Loc.1b及びH26-1bの地下水位が上昇し、その後、水位がなかなか下がらない状態が継続しており、地盤沈下により水位計のゼロ点がずれた可能性や、地震の揺れで地盤が圧縮されたことで、当該井戸下流側の水の流れが堰止められた可能性などが考えられた。</p> <p>■ 廃棄物埋立区域内の地下水の水位は、上流側で標高16.62～17.97mの間で変動し、H16-6で最大1.01mの高低差であった。また、下流側では標高15.78～17.24mの間で変動し、H26-3aで最大1.18mの高低差であった</p> <p>(略)</p>

修正箇所	修正前	修正後（朱書き部が修正部分）
<p>○資料1 16 ページ ○資料2 26 ページ 2.4 環境モニタリングの評価（総括）</p>	<p>(略)</p> <p>よって、本調査期間においては処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ね無いものと考えられるが、処分場の環境モニタリングの各調査項目の結果から次の課題が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を超過している鉛や砒素については、自然由来である可能性を視野に入れながら、また近年緩やかな増加傾向を示す地点もある BOD については、処分場内における有機物の分解反応に着目しながら、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。</p>	<p>(略)</p> <p>よって、本調査期間においては処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ね無いものと考えられる。<b>一方</b>、処分場の環境モニタリングの各調査項目の結果から次の課題が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を超過している鉛や砒素については、自然由来である可能性を視野に入れながら、また近年緩やかな増加傾向を示す地点もある BOD については、処分場内における有機物の分解反応<b>や窒素化合物の硝化反応</b>に着目しながら、<b>必要に応じて ATU-BOD 分析を行うなど、必要な</b>データの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。</p>